

2019年5月10日

都道府県協会・登録クラブ代表者各位

公益財団法人 日本ライフセービング協会

**【ご案内】公益財団法人日本ライフセービング協会の
認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員に加入する保険について**

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、J L A）が認定する認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員の皆様には下記の 1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険、4. 賠償責任保険に加入する運びとなりましたので保険の内容についてご案内申し上げます。

万が一、ライフセービングの活動中に事故が発生した場合は、下記事項をご参考にして頂き、それぞれの保険代理店までご連絡、ご相談頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員に資格登録すると、下記の1～4の保険に加入することになります。

1. 傷害保険 (非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険)

- ①被保険者：J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員（※注1）
- ②補償範囲： J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員が、J L Aの管理下（※注2）において、J L Aの目的に従ってライフセービングの活動中（※注3）あるいは自宅とその活動との通常経路中に、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡した場合に補償する保険。
- ③保険金額（支払い限度額）：

死亡保険金額	500万円
後遺障害保険金額	500万円～20万円
入院保険金額	3,000円
手術保険金額	入院保険金額の5倍～10倍

2. 感染見舞金補償保険（約定履行費用保険）

①被保険者：J L A

②補償範囲：J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員（※注1）が、J L Aの管理下（※注2）において、J L Aの目的に従ってライフセービングの活動中（※注3）あるいは自宅とその活動との通常経路中に、急激かつ偶然な外来の事故で厚生労働省が示す1類～3類感染症の範囲で感染症を患ったり、死亡された場合に補償する保険。

③保険金額（支払い限度額）：死亡お見舞金 100万円
入院・通院日数31日以上 7万円
入院・通院日数8日～30日 5万円
入院・通院日数7日以下 3万円

3. 団体賠償責任保険（非営利活動団体賠償責任特約セット施設所有（管理）者・生産物賠償責任保険）

①被保険者：J L A及びJ L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員

②補償範囲：J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員が、J L Aの管理下（※注2）において、J L Aの目的に従ってライフセービングの活動中（※注3）のミス及び活動後にその結果のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人に身体の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に、被保険者が被る法律上の賠償責任を補償する保険。

③保険金額（支払い限度額）：賠償責任保険（身体・財物）2億円
賠償責任保険（管理財物）50万円
賠償責任保険（人格権侵害）50万円
事故対応費 500万円
見舞費用（死亡）50万円
見舞費用（後遺障害）2万円～50万円
見舞費用（入院）2万円～10万円
見舞費用（通院）1万円～5万円

4. 賠償責任保険

①被保険者：J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員（※注1）

②補償範囲：J L A認定ライフセーバー、インストラクター及び審判員が、個人の活動中（※注4）のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えてしまった場合に、法律上の損害賠償責任を補償する保険。

※資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象となりませんので予めご注意ください。

③保険金額（支払い限度額）：賠償責任保険（身体・財物）1億円

※1事故につき5千円の自己負担

【共通事項】

<p>保険期間</p>	<p>保険期間：4月1日～翌年3月31日（年度ごと） <u>資格登録料のお支払い後、下記のスケジュールで保険加入を行います。</u> 当月11日～当月25日 登録料ご入金 → 翌月1日より加入 前月26日～当月10日 登録料ご入金 → 当月15日より加入</p>
<p>JLA 認定ライフセーバー、インストラクター、審判員 （※注1）</p>	<p><保険に加入される登録者> ①ベーシックサーフライフセーバー ②アドバンスサーフライフセーバー ③プールライフガード ④アドバンスプールライフガード ⑤IRBクルー ⑥IRBドライバー ⑦リーダー ⑧インストラクター（全コース） ⑨審判員 <u>※ウォーターセーフティとBLSの資格登録者は保険に加入されませんのでご注意ください。但し、講習会時の保険は加入しています(教育特割は除く)。</u> <u>※上記①～⑨の資格登録が無くて、選手登録のみをしている方は、JLA主催競技会と都道府県協会主催競技会に限り、1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険に加入します。</u></p>
<p>JLAの管理下 （※注2）</p>	<p><JLAの管理下とは> ①JLA主催事業 ②JLAに加盟する都道府県協会及びクラブの実施する活動で、予め都道府県協会からJLAへ提出している事業計画の内、<u>監視・救助活動とJLA資格認定講習会の開催時。</u> ③JLAに加盟する都道府県協会が実施する活動で、予めJLAへ提出している事業計画の内、<u>競技会の開催時。</u></p>
	<p><ライフセービングの活動中とは> ①監視・救助活動中（イベント監視・救助活動を含む） ②JLA資格認定講習会開催中（※<u>IRB搭乗中は除く</u>） ③競技会開催中（JLA及び都道府県協会の競技会）</p>

ライフセービングの活動中 (※注3)	④ J L A シミュレーション審査会開催中 ⑤ J L A サーフトレーニングクリニック開催中 ⑥ J L A ハイパフォーマンスチームの合宿中 ⑦ その他、J L A が認めたライフセービング活動中
個人のライフセービングの活動中 (※注4)	<個人のライフセービングの活動中とは> 個人の練習、監視・救助活動、J L A 資格認定講習会、サポーター講習会、競技会、ライフセービングの指導中。 <u>※資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険の対象となりませんので予めご注意ください。</u>

【保険会社】

1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険、

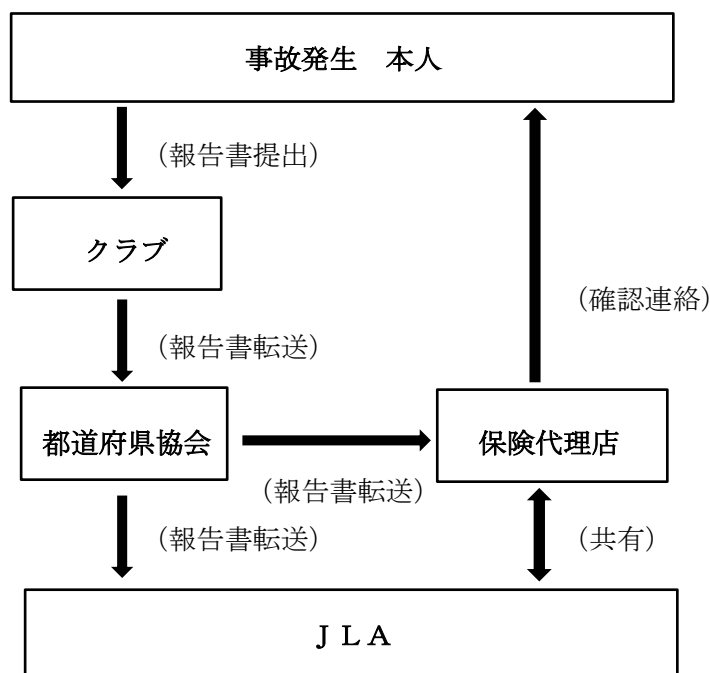
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

4. 賠償責任保険

三井住友海上火災保険株式会社

【事故時の対応の流れ】

万が一、事故を起こしてしまった際は、所定の事故報告書に必要事項をご記入の上、下記の流れで事故報告書を FAX 又は E-mail で保険代理店と J L A まで送って下さい。保険代理店は事故報告書を受け取るとご本人へ直接確認連絡を致します。



【お問い合わせ、事故報告先】

上記内容についてご不明な点がある場合や、事故報告は以下までご連絡下さい。

1. 傷害保険、2. 感染見舞金保障保険、3. 団体賠償責任保険

有限会社リプロ（担当：服部）

平日／9：00～18：00

（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代理店）

Tel：0466-55-4388 / Fax：0466-55-4389

E-mail：lipro@lipro.biz

4. 賠償責任保険

株式会社第一成和事務所 営業第二部（担当：市本）

平日／9：00～17：30

（三井住友海上火災保険株式会社の代理店）

Tel：03-5645-1071 / Fax：03-3667-9037

E-mail：ichimoto@d-seiwa.co.jp

以上

（2019年4月承認） B19-100361